

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和5年度第2回河内長野市図書館協議会
2 開催日時	令和5年10月28日(土) 午前10時から
3 開催場所	河内長野市立市民交流センター(キックス)1階集会室
4 会議の概要	1. 開会 2. 第2期基本的運営方針の改定について② 3. 図書館年報について 4. 図書館利用者アンケート結果について 5. 「図書館事業評価に係るお知らせ便」について 6. その他 7. 閉会
5 公開・非公開の別 (理由)	公開 市の図書館行政に対する理解を深めるため。
6 傍聴人数	1人
7 問い合わせ先	(担当課名) 生涯学習部 図書館 電話0721-52-6933
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和5年度第2回図書館協議会会議録

【日時】 令和5年10月28日（土）午前10時00分～正午

【場所】 キックス1階 集会室

【会議次第】

1. 開会
2. 第2期基本的運営方針の改定について②
3. 図書館年報について
4. 図書館利用者アンケート結果について
5. 「図書館事業評価に係るお知らせ便」について
6. その他
7. 閉会

【出席者】

（委員）尾谷雅彦会長、佐藤敏江副会長、
出石照美委員、今井佳代子委員、河浦和哉委員、徳竹志津枝委員、
西村一夫委員、三根ゆみ委員

（事務局）森館長、山本館長補佐（司会）、森田主幹兼企画情報係長、福井主査（記録）

【傍聴者】 1人

【会議資料】

次第2関係	第2期基本的運営方針の改定について② 及び別添資料①～③
次第3関係	令和5年版 河内長野市立図書館年報
次第4関係	令和5年度 図書館運営についてのアンケート調査結果報告
次第5関係	図書館事業評価に係るお知らせ便（令和5年10月）

1. 開会

事務局から 本会議は、河内長野市附属機関等の設置、運営及び公開に関する指針により、原則公開としており、本日の傍聴者が1名であると報告。本日の出席は、委員の過半数となる8名であり、河内長野市図書館協議会規則第3条第2項に基づき、本会議が成立したことを報告。

2. 第2期基本的運営方針の改定について②

（会長）

それでは次第2の「第2期基本的運営方針の改定について②」について事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

…資料「第2期基本的運営方針の改定について②」及び別添資料①～③に基づき説明

(会長)

ありがとうございました。「第2期基本的運営方針の改定について②」の説明に関して、皆さまのご意見をちょうだいしたいと思います。どなたからでも結構ですので、お願いいたします。

(委員)

前は平成30年度からの5年間でどういう活動をするかということを決めているのですが、この今回の改定であるように市全体の総合計画が、そういうふうな形ではなくなったということなのか。適宜改定するということですが、市の総合計画は一般的には10年間というように期間を決めて、その中で市全体の計画をどう進めていくかということがある。その中に、教育行政があって図書館があるというのが一般的に思うんですね。だから河内長野市の総合計画も特に年限を決めないことになったから、今回の改定で年限を設けなくなったのかどうか。一定期間こういう形で活動します、そのために毎年はこういう目標を持っていきますというような方針が一定必要なのではないかと私は思うんですけども、いかがでしょう。

(事務局)

市の第5次総合計画は10年の期間がございまして、今の計画が令和7年度まで、来年度から改定作業に2年ほどかけて入っていくんですけども、そちらで生涯学習について、そしてその中の図書館についても見直しをし、次の第6次に向けて改定をしていきます。まずそちらが市の上位計画としてあり、そして教育大綱の方も同じ令和7年度までで、令和8年度からは新教育大綱に改定していく予定となっています。そこで大きな変更がありましたら、図書館の運営方針にもそれを落とし込んで、同じ動きで改定していけたらと考えております。令和8年に策定されたところを次年度からの図書館の運営方針に落とし込む。また今回は改定まで期間が短いので特に変更が必要なければ、方針はそのまま、細かいところは事業計画に落とし込む。ですので、もしこの令和8年の改定の時に方針を変更しなければ、その10年後ということにはなるんですけども、そのように市の総合計画と合わせていけたらというふうに考えています。

(委員)

現在少し市の総合計画とずれているというわけですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

それをうまく調整して、市の総合計画の中の期間に合わせて運営方針を改定していくということですね。わかりました。

(会長)

他にご意見やご質問はいかがですか。

(委員)

新方針の6番で図書館の利用が困難な市民に対してということなのですが、障がいを持っている方で、例えば自分で本を持ってない、ページがめくれないというような方の対応や、耳で聞く朗読サービスみたいなこととかももちろんなんですけれども、私はすごく図書館に行きづらい地域に住んでいるんです。バスでここまで来ようと思うと1回出て乗り換えてとなって、ものすごく時間がかかります。私はまだ自分の車が使えるからいいのですが、車を使えなくなった高齢の方や、小学生が自分達だけで、図書館に行くのが困難だなあって思うんです。河内長野市はやたら広いので、もっと遠い地域の人達は図書館に来られない。もしくは小学生なんか自分達だけでは来られない。このような方に対しての対応として、例えば今、自動車文庫も回って来てくれているんですが、小学生が行ける時間帯に来ない。巡回時間がまだ学校にいる時間帯だったりとかで、そういうちょっと使いづらさみたいなものがあるかなあとと思います。例えば自動車文庫の巡回日が土曜日や学校が休みの日だったらいいのになあと。そういう図書館にまず行くことが困難な人達に対して、できるだけ図書館の色々な資料を使えるような、そういう工夫みたいなことができればいいのにとと思います。もちろんお金がかかることなので大変かとは思いますが、考えていただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。図書館の利用に困難があるというのは、確かに障がいを持っているという意味もありますが、そういうふうに自宅から図書館までの距離が遠いとか、図書館の利用において色々な使いづらさは確かにまだまだあると思います。

(委員)

公民館もあって使えるからまだいいとは思いますが、小さい子だと自分で行ける場所にある、この時間だったら気軽に行けるよねという場所があれば、もうちょっと利用率とかも上がるのではないかと思います。

(事務局)

自動車文庫は現在市内23ヶ所を回っていますが、確かに時間が限定されますのでなかなかその時には来られないという方もおられるかと思います。ただ図書館から遠

い方の一定のご利用があり、自動車文庫はありがたいという声もいただいています。それに加えまして公民館が8館あり、公民館図書室とも図書館のシステムを結んでいますので、公民館でしたら夕方5時までではありますが、土日祝日も開いております。ちょっと公民館からも図書館からも離れているという方もおられるとは思いますが。

(委員)

石仏小学校区の子どもが加賀田公民館に行くのはやはり低学年だと不安かなということもあるかと思うので、自動車文庫が近くに来てくれたら嬉しいなど。大変かなとは思いますが。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

私は市内の北の方に住んでいるんですけど、全く同じ思いなんですね。今は車でなんとか来られますけど、その公民館とおっしゃりますが、公民館ですら結構遠いんですね。だからもう私も最終的には、何かのときに言ったと思うんですけど、有料でも郵送してもらおうと思っているんです。それともう1つ、私は本をパソコンで予約して公民館に取りに行くんです。図書館は遠いので。その予約したものを自動車文庫で届けていただければありがたいんです。私の家から公民館まで結構歩いて行って、坂を登って帰って来ないといけないんです。だから足が元気な間は公民館にも行けると思うんですが、行けなくなったら自動車文庫で受け取れたらと。

(事務局)

自動車文庫では予約本の受け取りもできるんです。

(委員)

でも1ヶ月に1回ですよ。

(事務局)

2週間に1回です。貸出期間が2週間ですので、それに合わせて自動車文庫も2週間に1回巡回しております。

(委員)

そうなんですね、知りませんでした。この読書バリアフリー法というの、こんながあるということを知りました。これなら高齢者もバリアフリーに含まれるのかなと思ひまして。私はやっぱり本が唯一の楽しみなんですね。色々な作者の本を

読んで本から生きる糧のようなものを得られる。こういう時にはこうなさいよと直接いうのではなくて、小説の中の主人公が色々な事件を経て、それらの経験から語っている言葉で、今自分が悩んでいることについて、どこかで生きる手立てのようなものを教えてもらう意味でも、本はすごくありがたいんです。ですからできたら読める間は読み続けたい。でもそれにはあまりにも不便だと思うんです。先ほど委員がおっしゃったように、私も同じ思いです。バリアフリーの中に高齢者も入っているとは思いますが。

(事務局)

はい、図書館利用に不便を感じておられる方ということですので、障がいをお持ちの方だけということではなく、高齢で図書館に来にくい方とか、そういう図書館の利用にちょっとバリアがあるという方に対してのサービスを今後もしっかり計画的にやっていきたいと思っております。

(委員)

1つだけ、前にも言ったとは思いますが、高齢者に優しい取り組みで、大人でも楽しめる絵本という棚が図書館にはあって、すごくありがたいんです。あの中の本に子どもではなくて私がすごく感動したという絵本が結構あって、こんなにも多い蔵書の中からよく選ばれたなと思います。高齢になるとだんだん長文を読むのがしんどくなって、そういう時にあの大人も楽しめる絵本というのがすごくいいんです。

(委員)

私は「子どもと本の連絡会」のメンバーですが、大人のための絵本の会も今後続けていきますので、ぜひいらしてください。特に高齢の方や大人の方が読むから心に刺さるという絵本もありますので、ぜひ皆さまも。

(委員)

本を返す時に公民館の人にこれ素晴らしい本でしたよと言うと、公民館の方もこんなにもたくさんの中からはどうやって選ばれたのでしょうか、とすごく感心されていました。ジーンとくるような絵本が何冊もあるんです。

(副会長)

パソコンで予約するときに受取場所をBMにすれば持ってきてもらえるようになっていると思うので、またあとで画面を見て教わるといいですね。

(事務局)

はい、また後ほど一緒に見ていただきたいと思います。

(会長)

他にはないでしょうか。よろしいですか。そしたらご意見がないようでしたら、以上で一旦この案件については終わらせていただきます。もし後で何かあればおっしゃってください。

(事務局)

最終的には、本日こうしたらどうだろうかというご意見などがありましたら、それをまた反映いたしました修正案を会議録と一緒に送らせていただきたいと思います。それを見ていただきまして、ご意見などもなく修正なしということになりましたら、それで方針を確定させていただきまして、次回の第3回の会議でご答申をいただくという形にしたいと思っております。これに関しては事務局が取りまとめさせていただき、その際に若干文言が変わることもございます。それについてはご容赦いただき、またお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長)

委員の皆さま、よろしく願いいたします。
では次の案件、次第3「図書館年報について」でございます。事務局の方、説明お願いいたします。

3. 図書館年報について

(事務局から説明)

…資料「令和5年版 河内長野市立図書館年報」に基づき説明

(会長)

ありがとうございます。事務局からの説明を終わります。何か質問などはございますか。

(委員)

50ページの赤ちゃんタイムの9月の参加人数で大人に対して子どもの数が多いのは、これは保育園の園児さんとかですか。

(事務局)

これはおっしゃる通りで、子ども達を連れた団体の方が来られたということです。

(委員)

それは予約とかで来られたのですか。

(事務局)

事前にこの日に図書館に行きたいという連絡はいただいております、ちょうど赤ちゃんタイムが開かれる時間帯に来られたということです。

(委員)

それは何曜日の何時からやっているんですか。

(事務局)

赤ちゃんタイムは毎月第3木曜日の10時20分からと11時20分からの2回、1歳児向けと2歳児向けというようにわけてやっています。

(委員)

ありがとうございます。団体さんとかには、こういうふうにやりますということを告知されて行っているわけではなく、たまたま来られたということですね。

(事務局)

そうですね、ちょうど団体さんのご都合がこの日だったということです。

(委員)

1歳児、2歳児のお母さん方にお知らせする方法としてはホームページでも掲載されていると思うのですが、私は昨年からは主任児童委員で、長野小学校区に限るんですが、赤ちゃん訪問を月に4家庭回っています。その時に近いので図書館の話とかもしていて行ってくださいねと言っているんです。ただこういう情報とかもやっぱりまだ赤ちゃんが生まれてすぐの方々はご存知ないことが多いのが残念だなと思っています。市のLINEではあいつくやゆめっくの色々な情報が流れてくるので、それを見てくださいと言っています。以前も質問させていただき図書館でもLINEなどで情報を流しているということだったので、大丈夫かなとは思いますが、それともう1点あります。予約ベストと貸出ベストの数字を比較していました。1つ疑問に思ったのが、たぶん同じ年度に発刊された2冊が片方は予約ベストでは予約回数206回で1位、貸出ベストでは貸出回数99回で27位、もう片方は逆転して予約ベストが予約回数105回の23位で、貸出ベストでは貸出回数204回の3位。この逆転しているのは、予約をしたけれど貸し出ししなかった人が多かったということですか。図書館の複本冊数が違うのか、それとも貸し出しのローテーションが遅いのでしょうか。

(事務局)

最初は数冊買います。

(委員)

これぐらいの本であれば購入する冊数も一緒じゃないかなと思うんですが。

(事務局)

一気に10冊買うわけではなくて、まず図書館に届いた本を買います。そこから予約人数に応じて、だんだん増やしていくようにしております。あとは寄贈でもいただくことはあるので、それも含めて増やしていきます。まずは予約がたくさん入って、貸し出ししていくという流れです。最初は本が少ないのでなかなか貸し出しがなかったりとか、貸し出し期間2週間プラス、置き期間が1週間ございますので、3週間くらいは1人の利用者のところにあるような計算になります。

(委員)

次に予約が入っている本に関しては、2週間で返してくださいとなるんですね。

(事務局)

はい。本が返却されて次の予約者に連絡しますと、それから1週間の置き期間があります。短くても3週間は1冊回らないんです。なかなか難しいところです。

(委員)

そうですね。人気のある作家の本は収集されているんですね。せっかく予約をしてもなかなか届かない方は、図書館で借りることを諦めてしまうと思うんです。何か改善点はないものか、私も思いつかなかったのですが。年報の数字を見ていて、借りたい人が多い本と借りる人が多い本の数字がたまたま逆転していたので、不思議だなと思ったんです。

(事務局)

本というのは書店で買っていただくということもあり、その兼ね合いがとても難しく、予約が多いからどんどん買ってというわけにはいかないんです。新刊本というのは書店の一番の収入源になりますので。ただ公民館にも複本を置いていますので、図書館だけで何冊も置くわけではなく、限定しながらも予約が多ければ整えていくということになります。複本が増えてある程度予約が落ち着いてくると回転率もあがり、貸し出し回数も増えていきます。

(委員)

次の図書館アンケートによると蔵書の充実が市民の一番の声だと思うので、やはり予約しても何の連絡もないというのは市民としてはちょっと納得されているのか。自分が予約の何番目というのはわかるものなのでしょうか。

(事務局)

はい、インターネットで見ると自分が何番目かはすぐにわかります。

(委員)

私はインターネットで予約しますからわかるのですが、1人しか予約で待っていないくても、なかなか回ってこないこともあります。予約していた本を借りて、次の新しい本を予約しようとインターネットで申し込んだら、待っておられる方がいらっしゃいますのでというメッセージが嫌なぐらい出ます。それぐらい図書館としては多分本をたくさんの人に回したいんだと日々ひしひしと感じているんです。だから延長できない本を借りた時には、他に先に借りている本があっても、自分が待たせる立場だから待っておられる方を先に読んでできるだけ早く返すんです。それでもこんな本を予約したかなというぐらい忘れた頃に届くこともありますので、それは仕方がないと思っています。予約は一気に増えても、その波が収まったらすとんと利用が減るんですよ。ですから、予約が多いからといってたくさんその本を買っていたら、他にも利用が少ないけど読みたいという本もたくさんあると思うので、そこが図書館としては流行している本とそれほど読まれなくても必要とされている本との兼ね合いが難しいんだろうなと思って、辛抱しています。

(副会長)

どこの図書館にとっても悩ましい問題なんです。例えば複本を10冊、20冊買ったとして、誰かが借りている時はそれでいいんです。ただ全て返却された時に、同じ本が書架の1段を占めるということになるかもしれない。書庫のスペースも限りがあります。予約が50人になったら追加で1冊買というように図書館では決めていて、1冊が利用者さんへの提供までにかかる日数を3週間と見込んで、このくらい予約があれば提供予定は何年先になりますよと言っているんだと思います。ご本人も図書館に借りに来るということはそのことは了承の上だと思っんです。買いたくはない、図書館で借りて読みたいと。

(委員)

あと何人待ちかというのはパソコンで予約をすればわかるので、まだ借りられるまでに当分ある場合は、こちらの本を先に借りておこうとか、そういう調整を私はしています。

(副会長)

おそらく延滞する方もいらっしゃるし、予約の多い本は図書館の方もチェックしていて、返ってこなかったらその翌日かその次の日くらいには督促の連絡をして、そういう努力もしていると思います。

(事務局)

そうですね。メールを送ったり電話をしたりして督促はしています。あまり遅いと

はがきも送ります。

(副会長)

質問したいのですが、年報の74ページから77ページに載っている「河内長野市立図書館資料収集方針」が令和2年9月1日教育長承認とあるのですが、77ページには平成19年4月1日から施行すると書かれています。これは令和2年9月1日に改定されたということですか。

(事務局)

ちょっとわかりにくいのですが、資料収集方針は76ページだけで終わります。77ページは除籍基準となります。

(副会長)

そしたらこれはもともと丸ごと令和2年にできたのですか。それともっと前の年にあった収集方針に、令和2年に改定を加えたということですか。

(事務局)

はい、平成14年7月6日に定められた資料収集方針があるのですが、それを電子書籍の導入に合わせて改定したということです。

(副会長)

平成14年7月6日ですね。それを一部改定したということですね。

(事務局)

はい。図書館が開館したのが平成14年7月6日で、その時の方針をそのまま継続してきましたが、電子書籍の導入に伴い令和2年に改定しました。

(副会長)

よくわかりました。できたら何年に定めて、何年に改定したというのを一行入れていただけると助かります。

(事務局)

はい。

(会長)

それでは、他にご質問はございませんか。なければ次第3「図書館年報について」は終わらせていただきます。

引き続いて、次第4「図書館利用者アンケート結果について」事務局から説明をお

願いたします。

次第4. 図書館利用者アンケート結果について

(事務局から説明)

…資料「令和5年度 図書館運営についてのアンケート調査結果報告」に基づき説明

(会長)

はい、ありがとうございます。図書館アンケートについて、皆さんご感想、ご質問がございましたら願いたします。

(副会長)

デジタルアーカイブの利用が少ないのは仕方がないと思います。興味がないと見ませんので、それでも何かの時にご覧になって、いいなという形で見てもらえると思います。逆に図書館利用者ではない人達の利用が多いのでしょうか。

(事務局)

はい、そうだと思います。

(副会長)

それは良かったですよね。デジタルアーカイブの閲覧をする人も図書館の利用者ですから、裾野が広がったというか、範囲が広がったというか。そこからまた新しい展開もあるかもしれませんね。あまり数字にこだわらなくてもいいと思います。今年だけではなく、点数が増えていくとそれなりの資料群になるので、そういうふうに見られたらどうでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。他にはいかがですか。

(委員)

このアンケートはこれまでも何度か見せてもらっていて、いつも資料が充実しているとか、職員の対応が素晴らしいとあって、河内長野市はよくやっているとは思いますが。ただ問題は市内には図書館1つだけではなくて、ここには公民館図書室もあります。貸出冊数を見ても、図書館はだいたい年間70万冊くらいあるんですよね。公民館図書室も10万冊で、かなりありますよね。ですから公民館図書室の利用者のご意見、その方達が何を望んでいるのかということも調べていただいて、公民館図書室をより発展させていくために、どうすればいいのか。公民館は社会教育の場なので図書館とは別だとは思いますが、やはり市全体の読書サービスを進めていく上で非常に大きな数を占めているんですよね。その利用者さんにどのようなサービスを望んでい

るのか、その点を調べていただいて、今後の河内長野市の発展において何らかのものを辿っていく一つの方策なのではないかと私は思います。今図書館だけで2013年からの10年間、貸出冊数がずっと減っていつているんです。だから市全体を考えていく中でやはり公民館図書室の役割は非常に重要なのではないかと私は思うんです。だからそのあたりの評価についてもぜひ今後お願いしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

それでは次第4「図書館利用者アンケート結果について」はこれで終わらせていただきます。

続きまして次第5「「図書館事業評価に係るお知らせ便」について」事務局から説明をお願いします。

次第5「図書館事業評価に係るお知らせ便」について

(事務局から説明)

…資料「図書館事業評価に係るお知らせ便（令和5年10月）」に基づき説明

(会長)

ありがとうございました。これについてご質問はございませんか。なければ次第5はこれで終わらせていただきます。

最後、次第6「その他」について事務局から説明をお願いします。

次第6. その他

(事務局から説明)

…「スマートフォンでの利用者カードのバーコード表示」及び「マイナンバーカードでの利用者登録」について口頭で説明

(会長)

ありがとうございます。ますます便利になりますね。

(副会長)

マイナンバーカードで貸し出しできるというのは、実際に利用状況はどうですか。

(事務局)

なかなか厳しい状況です。マイナンバーカードに対する風向きが悪く、普及が難しいです。

(副会長)

マイナンバーカードに関するサービスが増えてどうなのかなと思ひまして。

(事務局)

以前からのサービスは図書館に来てシステムと連携したマイナンバーカードでも本が借りられるというものでした。今回予定しているのは、ご自宅に居ながらにして利用者カードの番号を発行できるというものです。そちらの方が利用は伸びるのではないかと考えています。

(副会長)

実際のところ何かあれば怖いから、皆さんマイナンバーカードは自宅に大事にしまっていますよね。外に持ち歩かない人が多いと思うんです。

(会長)

利用者が増えることは大事ですよ。ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

(委員)

今のとは違う話なのですが、先ほどガラス張りの部屋でカップラーメンを食べているように見えるというアンケートの回答を見てふと思ったのですが、図書館で本を修理するときのやり方があると思うんです。私は絵本をよく借りるのですが、絵本はやはり子どもが扱うので、ものすごく壊れやすいです。人気のある本ほど壊れやすいという宿命にあると思います。家でも本や絵本が壊れることはよくあって、大事な本ほど壊れたりします。そういう人達のために、本の修理の仕方について講座を開催するのはどうなのかなと思ひました。図書館では修理のノウハウをもっていますよね。家だとセロテープで貼ったりとかしてしまいうんですけれど、本当はそれは本のためにはよくないんですよ。汚れたところの修理や、背表紙がはずれてしまってそこからバラバラになったりもするので、そういうものの修理の仕方を講座として開催すれば、興味を持たれる方はいらっしゃるのではないかと思います。本が破れたら勝手にセロテープで貼らないでねと言われるんですが、講座で修理のやり方を知ってもらえばセロテープで貼って返すというようなこともなくなるかなと思ひました。

(事務局)

ありがとうございます。一般の方に向けてではないのですが、夏休みに来た高校生ボランティアには本の修理体験をしてもらっています。

(委員)

絵本についての講座と同じように本の修理の講座があれば興味を持つ人がいるんじゃないかなと思いました。

(副会長)

カウンターが空いているときにアルバイトの人が本の修理をしていて、呼ばれたら出ていくというのを利用者さんが見たら、あそこで修理しているんだなとわかるんです。ガラス越しに見たら何か食べているようにも見えたのかもしれないね。

(委員)

本の修理の仕方は知りたい方は結構おられると思うんです。

(副会長)

結構難しいんですよ。

(委員)

そうなんです。

(副会長)

1つ1つ事情が違って、背表紙はここに貼りますとか。1つで済めばいいのですが、なかなか難しいですよ。

(委員)

ちょっとここをこうすればましになるとか、破れてしまったところもこうすれば少し綺麗に直るとか、長持ちするとか、私は知りたいなと思いました。

(事務局)

ご自宅にあるものでできる部分もあるとは思いますが、テープや修理用のボンドも専用のものを使用していますので、ご自宅で応用してもらえない部分があるかなとは思っています。

(会長)

ありがとうございます。それでは他にはないようでしたら次第6はこれくらいにして終わります。

6. 閉会

(事務局)

それでは閉会に先立ちまして、今後の予定を説明させていただきます。

長時間にわたりましてご意見などを賜りまして誠にありがとうございました。本日

は説明が非常に多くて大変だったかと思いますが、予定していた案件を全て終わらせることができました。皆さまからいただきましたご意見やご提案につきましては、今後の図書館運営に活かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、次回の協議会の予定なのですが、年が開けて3月16日を予定しております。前回は第3回目の開催日を3月9日と申し上げたのですが、1週間ずらしまして3月16日の土曜日、午前10時から正午、キックス1階の集会室で開催させていただきます。日程については改めてまたご案内を差し上げますが、3月16日にこの場所ということになりますので、予定のご変更をお願いいたします。案件につきましては第2期河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針の答申についてと、図書館事業評価、令和6年度の図書館の予算要望についてとなっております。次回もご参加よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

(会長)

それでは、委員の皆さま方の貴重なご意見ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第2回河内長野市図書館協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上